

### 3 老人憩の家ほかの利用者負担の見直しについて

#### (1) 老人福祉センター等の講座受講料の有料化について

行政サービスに対する市民負担の公平性を確保するなどの観点から、現在、無料で提供している高齢者福祉課の講座に関する事業について、利用者負担を導入すべきと判断しました。

老人福祉センター等で実施する各種講座は、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目的としており、高齢者の閉じこもりを防止すると共に介護予防対策としても期待される事業で、高齢者福祉の観点から公益性の高い重要な事業です。また、利用者負担の導入に際しては、平成 21 年度に答申している「独居高齢者等緊急通報システム設置事業の利用者負担の導入について」等との整合を図ることも重要です。

以上のことなどから、当審議会において検討した結果、事業運営にかかる講座開催の直接的な経費を対象とし、その 25%程度を利用者に負担していただくのが妥当との結論に至りました。金額に換算して、老人福祉センター等では、1 回当たり 100 円程度、ながのシニアライフアカデミーでは年間 4,000 円程度を基本とするものです。

なお、実施に当たっては、市の他部局において実施している類似事業を整理・統合するなど、市として横断的な実施体制の見直しを図り、一層の効率的な運営と提供するサービスの充実に努め、利用者の満足度が向上されるよう予め取組むべきであることを申し添えます。